

◆飼育・放鳥拠点の構成

1. ソフトリリース用オープンケージの概要

(1) 常設型・・・公園、自然・水辺ふれあい施設等

●フェンス型常設ケージ

【標準規模】

約40m×30m×高さ4m

【土地担保】

公有地、借地等

※既存公園等の適地において、新たな地域資源としての恒常的な施設とする。

【施設内容】

施設種別	概算費用
外周金網フェンス 収容ケージ 管理小屋 餌場用池・湿地 休息用草地	整地：約200万円～ 整備：約800万円～
繁殖用巣台	約15万円／基
監視カメラ（遠隔管理用）	約80万円／台

(※整地：土地条件によって異なる)



飼育・放鳥拠点のイメージ

↑豊岡市祥雲寺地区の放鳥拠点

(2) 簡易型・・・河川堤外地・水田

●ネット型簡易ケージ

【標準規模】

約20m×15m×高さ4m

【土地担保】

占有地、借地等

※土地利用制限の実情にあわせて、移設が容易な整備形態とする。

【施設内容】

施設種別	概算費用
外周ネットフェンス※整地：土地条件によって異なる 野生動物侵入防止金網 餌場用池・湿地 休息用草地	整地：約100万円～ 整備：約250万円～ (施工費込)
繁殖用巣台	約15万円／基
監視カメラ（遠隔管理用）	約80万円／台



↑佐渡市のトキ放鳥拠点

↑豊岡市河谷地区の放鳥拠点



←人工巣塔

↓ケージ内の餌場用池

ケージ内の巣台→

2. オープンケージの周辺環境整備概要

(1) 近距離周辺整備（ケージの概ね半径100m内）

- ・巣立ち幼鳥の隣接採餌場所、野外個体の誘因を図るため、ピオトープ水田や湿地等をケージの周辺に重点的に配置する。
- ・人工巣塔（高さ約11m、巣台直径2m、約50万円/基～）を設置し、飼育・放鳥拠点周辺での自然繁殖を促す。
- ・来訪者のための休憩施設等を配置する。（トイレ、四阿、ベンチ等）

(2) 中距離周辺整備（ケージの概ね半径2km内）

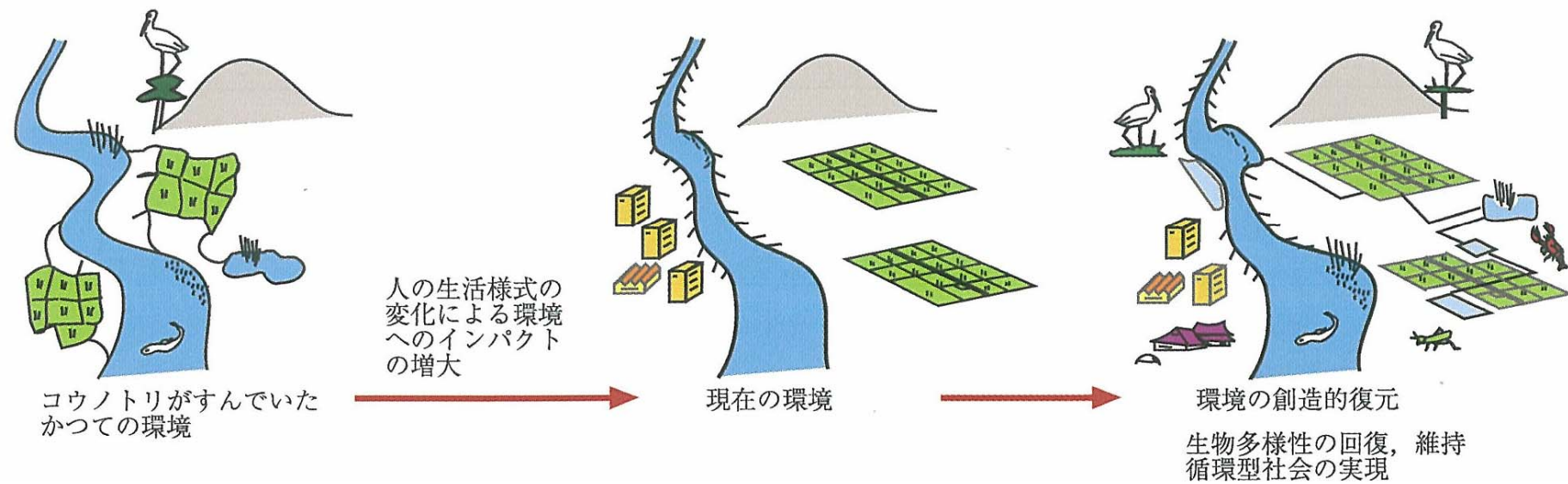
- ・STAGE 2による採餌および営巣・孵（ねぐら）の生息環境整備の推進

【その他の経費（例）】 ※特に記述がないものは設置・施工等の整備費は含まず

設区分	概要	費用（例）
人工巣塔	電柱リサイクル（設置費込）	約50万円／基～
餌代（2羽）	生餌(ドジョウ、ワケ等)、冷凍アジ 等	約60万円／年
ドジョウ養殖池	整備費（休耕田活用）	約50万円～
案内看板	案内・解説・注意用	約20万円／基～
簡易観察舎	ハイド兼用、観察のみを目的とする施設	約500～1000万円
屋外トイレ	屋外公衆トイレ	約50～500万円
ピオトープ水田	休耕田を利用した農家による管理への助成	7千円～3万円／年・10a
人件費	日常飼育（給餌・見回り）※契約制想定	約400～500万円／年
放鳥個体モニタリング	GPS機、通信料（人件費含まず）	45万円／年羽

（出典）施設内容・写真・経費等：豊岡市、兵庫県コウノトリの郷公園、佐渡市の資料・ヒアリング情報を元に作成

- ◆定着地づくりの意義
- 飼育放鳥拠点の周辺地域で、コウノトリ野生個体の定着・繁殖が可能となる生息環境整備を優先的に推進し、生息環境条件の点から野生復帰を支える取り組みとする。
 - 飼育放鳥拠点の周辺地域を、餌動物を含めた生物多様性が豊かで良好な自然環境を広域的に保全・再生することで、多くの人々が訪れ関心を高める魅力的な場とする。
- ◆定着地づくりに向けた生息環境整備の基本的な考え方
- 昔の環境に戻すのではなく、生息が可能となる機能を再構築することを意図する---
 - 現在の社会経済基盤やシステムを改良しながら、生息環境の改善を積み上げていくことを方針とする---



コウノトリの野生復帰のための環境整備の基本的な考え方 出典:内藤・池田 2005.自然再生:ソフトサイエンス社

- ◆定着地となり得る生息環境整備の内容
- コウノトリ・トキの生息環境整備の内容は、主に採餌環境(水辺)整備と営巣・峙環境(樹林)整備により構成される。当面の野生復帰対象であるコウノトリは、人工巣塔を繁殖や峙として利用することもあり、定着地づくりに向けた生息環境整備では、“採餌環境の保全・再生”が優先的な取り組み課題と言える。
 - 採餌環境の整備は大別すると、以下に区分される。

(1) 河川浅瀬・湿地

<河川環境施策>

主に河川セクション担当

(2) 水田・水路

<農業環境施策>

主に農政セクション担当
- | 餌生物 | | 水域 -----> 陸域 | | | | 備 考 |
|------|--------|--------------|---------|------|-----------|----------------|
| 採餌環境 | | 魚類 | 甲殻・淡水貝類 | カエル類 | バッタ・コオロギ類 | |
| 河川域 | 1. 川岸 | ○ | ○ | ○ | | 水深10~30cm以下 |
| | 2. 池沼 | ○ | ○ | ○ | | 水深10~30cm以下 |
| | 3. 湿地 | ○ | ○ | ○ | | 水深10~30cm以下 |
| | 4. 草地 | | | ○ | ○ | 低茎草地(草丈40cm以下) |
| 水田域 | 5. 水田 | ○ | ○ | ○ | ○ | 水田面+畦 |
| | 6. 水路 | ○ | ○ | ○ | | |
| | 7. 牧草地 | | | ○ | ○ | |

- これらの環境において、餌資源となるドジョウ、小魚、カエル類等が豊富な水辺環境の保全・再生のための施策を講じていくことが重要である。
 - コウノトリは、季節に応じて上記の河川環境と水田環境での採餌割合を変化させている。豊岡市の事例では、田植えから中干し期くらいまでは水田地帯での利用率が高く、水田の落水後は水生動物の越冬場となる河川・湿地が主要な採餌場となっている。このことから、河川域と水田域のどちらかの採餌環境整備を推進するのではなく、両環境を相互補完的なものとして捉え、それぞれの取り組みを進めることが求められる。
 - 河川域と水田域のそれぞれについて、国、県、市・町の担当セクションが採餌環境づくりに効果的な施策の導入・推進を図り、年間を通じた餌資源量の確保に努める必要がある。

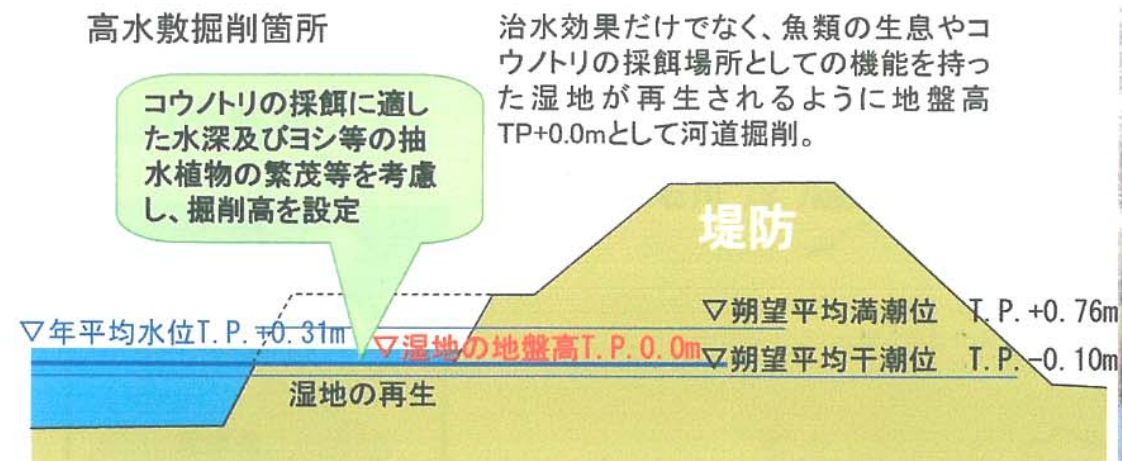
◆河川域における採餌環境整備

【河川域における河岸浅瀬・湿地の創出によるコウノトリ採餌環境整備事例】

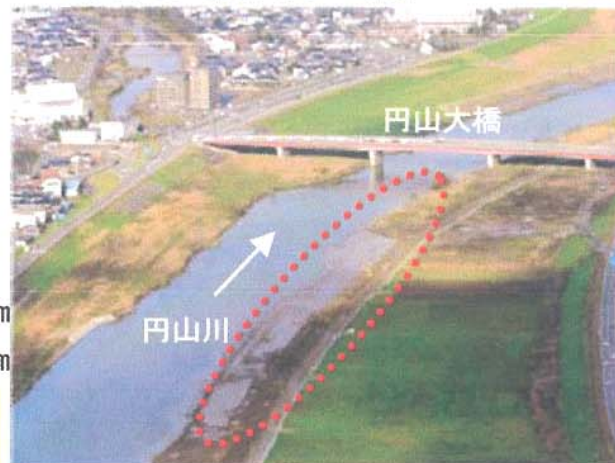
- 豊岡市の円山川では、自然再生事業、河川環境整備事業のみならず、治水対策を目的とした「河川激甚災害対策特別緊急事業(激特事業)」の実施においても、治水容量および河岸浅水域の創出による採餌環境確保の一体的整備が行われている。
- 平成17年11月に策定された「円山川自然再生計画」では、コウノトリの野生復帰に向けた河川環境対策として、国および県のそれぞれの管轄河川を対象に、過去に損なわれた湿地や遷移帯等良好な河川環境の再生を行い採餌環境等を改善していくものとされている。

■円山川における湿地整備

■緊急治水対策における高水敷の掘削(湿地整備)方法



■平成18年度施工箇所(円山大橋右岸上流)



■湿地再生面積の推移

平成16年度出水前に比べ、平成19年度末には、湿地面積が約33ha(約40%)増加。



■湿地整備箇所へのコウノトリ飛来状況(堀川橋左岸上流)



写真①ハチゴロウの戸島湿地・・・野生コウノトリが頻りに飛来していた円山川下流域にある湿地環境を保全再生し、多様な生物が生息できるよう県と市が整備。平成21年4月完成。

写真②～④出石川加陽地区・・・「円山川自然再生計画」における大規模な湿地再生対策として、平成20-21年度高水敷用地買収(15ha)、平成21年度湿地再生工事開始。コウノトリの安定的な採餌環境の創出が整備目標。



出典：千葉の里山・森づくりプロジェクト「里山」

- 河岸部の対策(右)・・・円山川下流の堀川橋付近では、河岸水際部を切り下げ餌場となる浅瀬を再生した。
- 高水敷の対策(左)・・・円山川中流の中ノ郷地区では、高水敷を掘削して池沼や湿地を創出し、採餌環境を増加させた。

http://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/16sizen_saisei/contents3-2.html



◆水田域における採餌環境整備

■水田環境施策の目的

1. コウノトリ・トキの餌となる“水生動物の豊かな水田”づくり
2. 野生の生きものの存在が象徴する“安全・安心でおいしいブランド米”づくり

■水田環境対策の3本柱

対策1 農薬・化学肥料への対応

(1) 農薬 ①無農薬タイプ 栽培期間中無使用 (cf 豊岡、佐渡)
②減農薬タイプ (cf.豊岡：7.5割減、佐渡：5割以上減)

(2) 化学肥料 ①不使用タイプ 栽培期間中不使用 (cf.豊岡、佐渡)
②減使用タイプ (cf.佐渡：5割以上減)

適用

対策2 水管理の多様化

(1) 早期湛水：水深約5cm、雑草抑制等 (2) 深水管理：水深約8cm、主にヒエ抑制等
(3) 中干し延期：水生動物の成長促進等 (4) 冬期湛水：水深約5cm、水生動物の越冬等
cf.コウノトリと共生する水田自然再生事業 (兵庫県・平成15年～)
①常時湛水・中干し延期稲作型、②転作田ビオトープ型 (非稲作)

適用

対策3 水系のつながりと餌動物の生息場づくり

(1) 水田内 深場・中干し期逃げ場 (生きもの安全安心場所、江)
(2) 水田・水路 水田魚道 (ハーフコーン型、波付きポリエチレン型、半丸太スロープ型)
(3) 水路 水路底深場、水路底蛇行、水路内魚巢、水路壁スロープ、隠れ場所
(4) 休耕地 ビオトープ水田 (水張り、草繁茂防止のための耕起)

適用

営農活動 (共同活動の実施地区内) 水田交付金額：6,000 円/10a+1 地区 20 万円

● 交付要件
①『化学肥料と化学合成農薬の使用の5割低減』等に取り組むこと。
②エコファーマーの認定を受けること。
③ 地域で一定のまとまりをもって取り組むこと。

営農活動の内、環境負荷低減の方法のひとつとして、『不耕起 (浅水代かき可) かつ冬期湛水』の対策メニューの実施が可能

共同活動 水田交付額：4,400 円/10a

● 交付要件
① 基礎部分：施設の維持保全のための活動
② 誘導部分
2-1.農地・水向上対策：施設の長寿命化につながる活動
2-2.農村環境向上対策：生態系・景観保全に資する活動
→農村環境向上対策で『水田魚道』の設置が可能

■県および市独自の支援事業例(cf.兵庫県・豊岡市)

●対策1と2を主とした支援事業

コウノトリと共生する水田自然再生事業・ビオトープづくり事業(平成15～19年度、平成20年度～)		
水田管理委託タイプ(兵庫県・豊岡市)		
(1)常時湛水・中干し延期稲作型	●要件	●委託料(10a当たり)
冬期常時湛水	・同一用排水系で概ね1ha以上の団地が確保される	・40,000円ー県・市が50%ずつ負担 H15～H19
中干し延期		・7,000円ー市が全額負担 H20～
※「コウノトリ育む農法」の認定要件に対応		
(2)転作田ビオトープ型(非稲作)	・3年以上の継続	・54,000円ー県・市が50%ずつ負担 H15～H19 ・27,000円ー県・市が50%ずつ負担 H20～
無農薬		
常時湛水		
※ビオトープ水田とも呼ばれる		

●対策3を主とした支援事業

事業名	事業概要	事業費(千円)	合計(千円)
地域環境保全創造活動推進事業 H15～H16	魚道設置 (63箇所)	県 1,993	3,986
		市 1,993	
コウノトリ野生復帰生息拠点整備支援事業 H15～H16	魚道設置 (13箇所)	県 3,075	6,150
		市 3,075	
生き物安全安心場所づくり事業 H16	生き物逃げ場設置 (7箇所) 魚道設置 (6箇所)	県 2,700	2,700
		市 0	
生態系保全型排水路事業 H17	魚巢設置 (6箇所)	県 2,160	2,160
		市 0	
コウノトリ放鳥拠点環境整備事業 H18～19	段差解消 (3箇所) 魚巢設置 (3箇所) 魚道設置 (9箇所)	県 2,800	5,600
		市 2,800	
魚類生息区域モデル実証事業 H19～21	生き物逃げ場所 (3箇所) 魚巢設置 (4箇所) 魚道設置 (6箇所)	県 3,100	6,200
		市 3,100	(H19年度分)



<http://www.maff.go.jp/kanto/>

【水田域におけるコウノトリ・トキ採餌環境の整備事例と効果】

■水田周辺における採餌環境整備事例とその効果

佐渡市では、農林水産省北陸農政局によってトキの餌場としての水田環境の利用と価値を向上させるための取り組みが行われており、その採餌環境効果が検証されている。

■冬期湛水田の実施

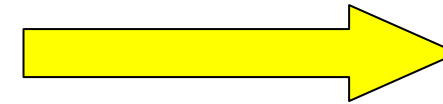


湿田で採餌するトキ（1960年代）

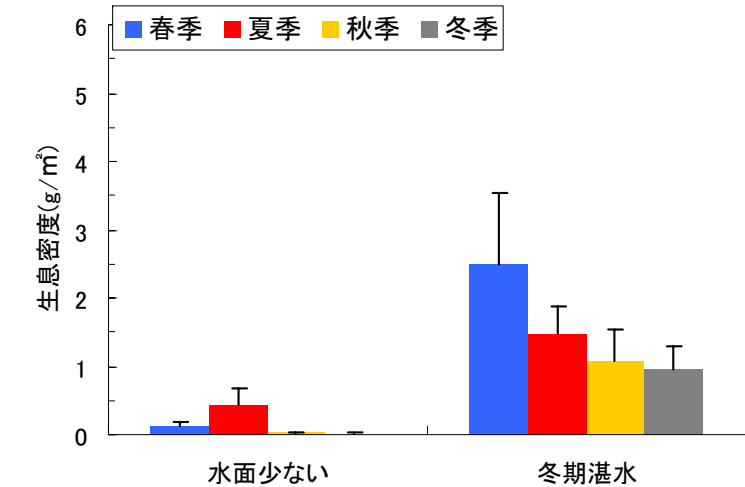
http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/satoti_ta/index.html



新潟県佐渡市（旧新穂村）の冬期湛水田（2006）



冬期湛水することによって、冬期だけではなく四季を通じて水田のドジョウ密度が上昇

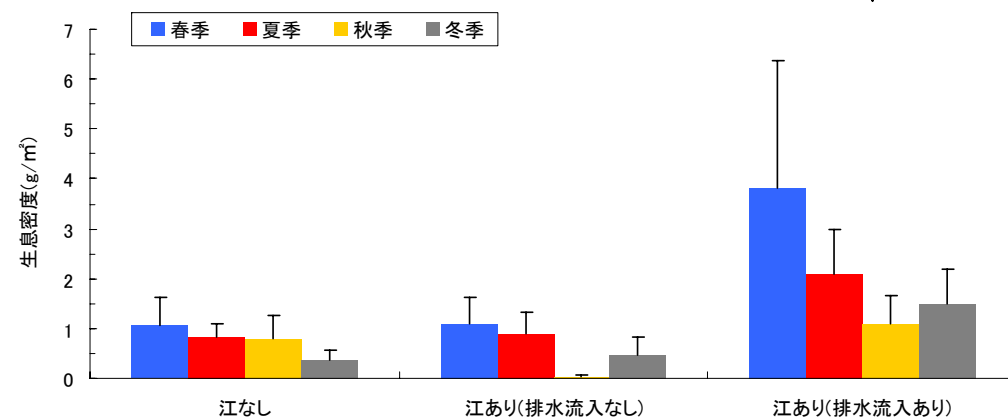


【冬季の湛水状況とドジョウの生息密度】

■江（水田内湛水域）の設置

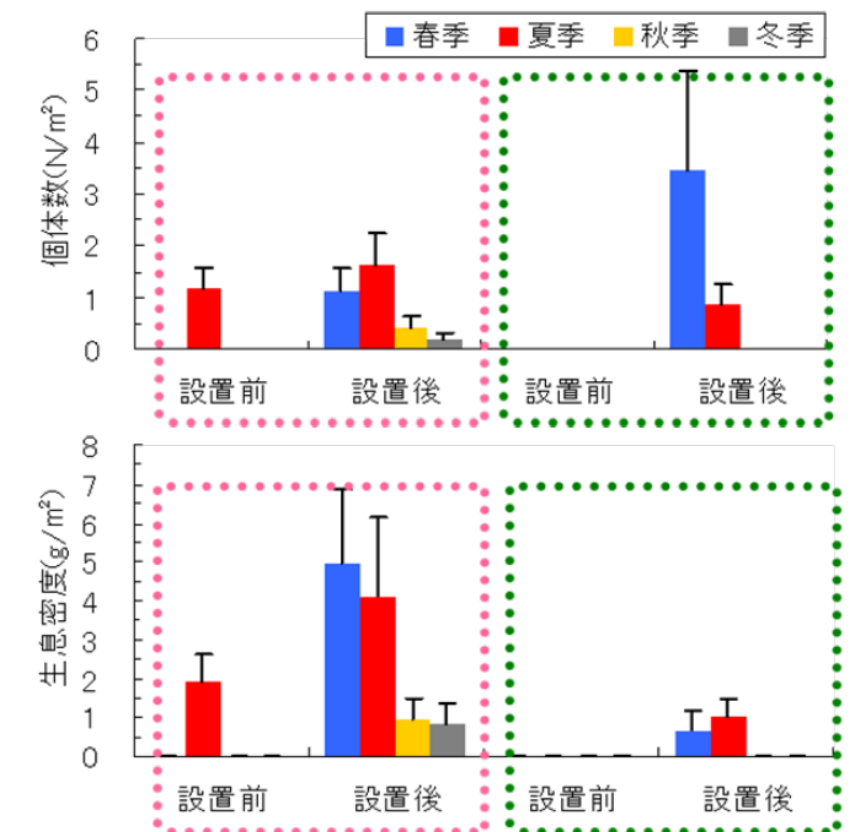


水田内に年間を通した湛水域（江）をつくることでドジョウの生息密度が上昇
→ただし、排水路と江が接続されていることが重要



【ドジョウの生息密度（江の有無、設置位置による比較）】

■水田魚道の設置



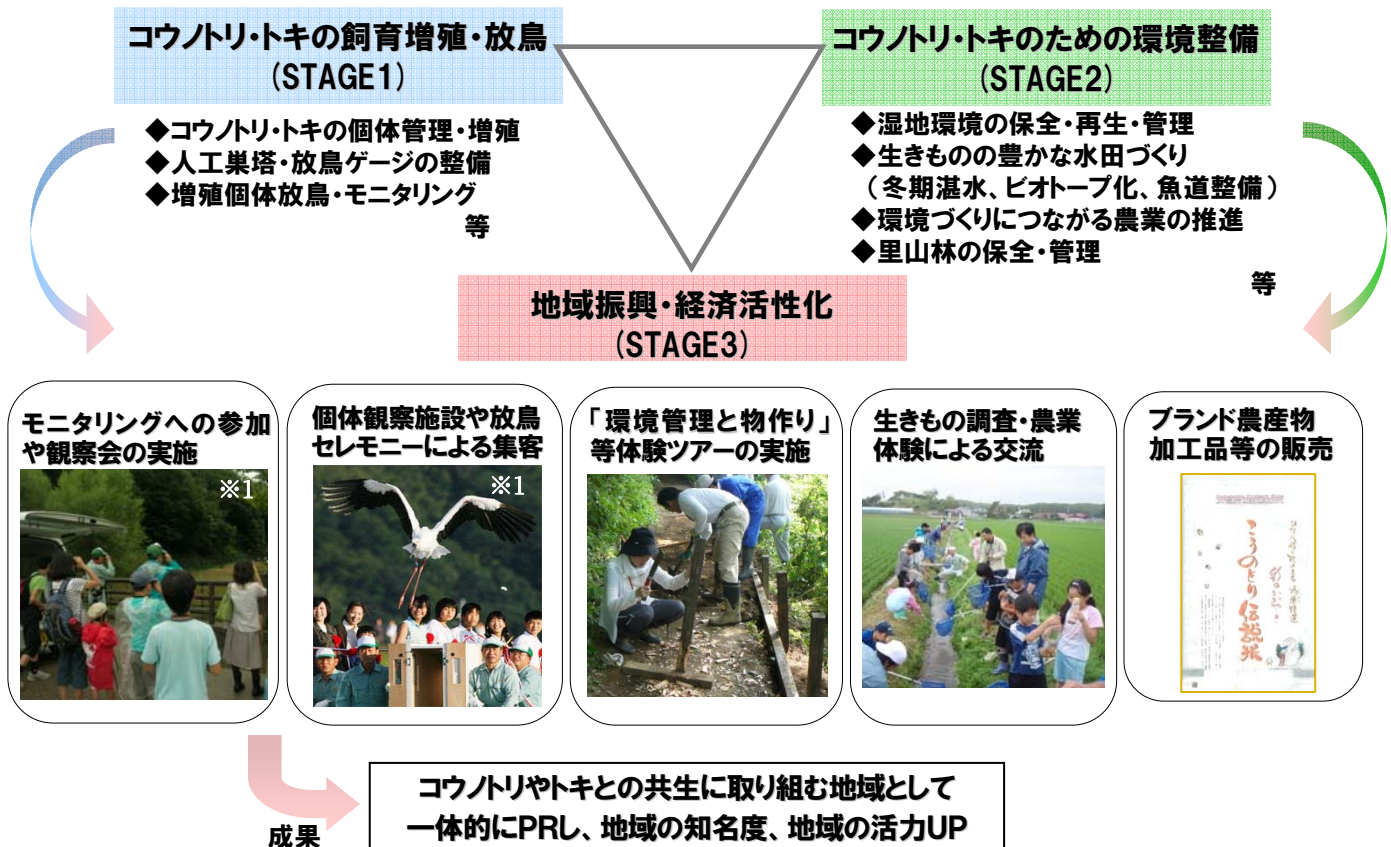
【水田魚道設置による水田内のドジョウ生息量の変化（H19-H20）】

水田魚道により、排水路と水田を接続すると春～夏にかけてのドジョウの生息密度が倍増。特に、休耕田を利用した水田ピオトープにおいて、その結果が顕著に確認されている。

※各施策の実証調査の結果は、日本生態学会第56回全国大会（2009）「トキのエサ場づくりマップの実践と定着」北陸農政局からの提供資料を転載

STAGE3. 継続的取り組みと地域振興・経済活性化への展開

◆地域振興・経済活性化へ向けた展開



(写真出典) ※1:豊岡市ホームページ 印のないものは(財)日本生態系協会撮影

◆地域振興・経済活性化に向けた取組

コウノトリ・トキと共生する地域づくり

住民が参加する仕組みづくり

- ・コウノトリ・トキとの共生理解のための環境教育の推進 (生涯学習講座の実施等)
- ・環境づくりに向けた活動の拠点づくり、関連情報の整理・発信
- ・理解を促進するパンフレットなどの作成・配布による広報
- ・小中学校などにおける体験学習、環境学習
- ・放鳥後のモニタリングや環境調査への参加

地域全体の気運の盛り上げ

- ・道の駅等を活用したコウノトリ・トキに関する情報の集約・発信の拠点整備
- ・コウノトリやトキをシンボルとしたマークの作成、広報看板の作成
- ・コウノトリ・トキの取り組みに関する継続的な情報の発信（マスコミとの連携）

コウノトリ・トキとの共生を活かす

- ・コウノトリ・トキを目玉とした観光プロモーションの実施
- ・飼育・放鳥拠点周辺の既存施設を活かした、来訪者向けの情報発信・商品販売拠点の整備
- ・体験拠点や体験プログラムの整備
- ・エコツアーガイドやコーディネーターの育成
- ・情報発信拠点へのコーディネーターやガイドの配置
- ・旅行者や交通機関との連携
- ・コウノトリ・トキとの共生を付加価値としたブランド農産物、加工品の開発、生産・販売
- ・道の駅、アンテナショップ、ネット販売等を活用したブランド商品の販売促進

普及啓発と取り組みの継続・発展に向けて

- ・地域外の住民や来訪者による支援体制づくり（基金、オーナー制等）
- ・取り組みに関する情報の発信、普及や支援呼び掛け・交流会等の実施

(5)各エリアにおける野生復帰に向けた検討

野生復帰については、下記の5エリア20自治体をモデルとして検討を行った。

次ページ以降に、各エリアにおける野生復帰のステージごとの検討結果を整理する。

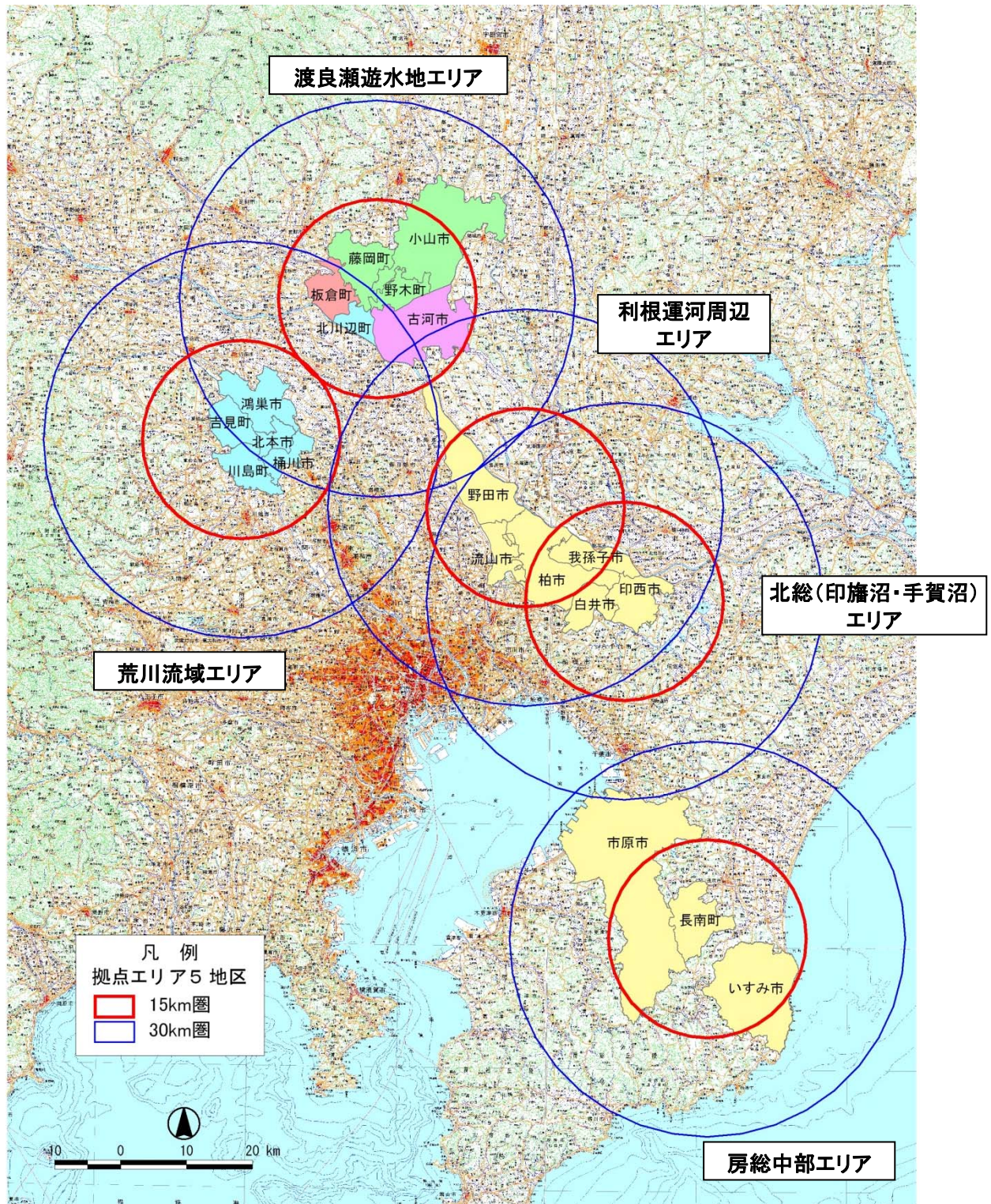


図 2-2-1 5エリアとモデル自治体の位置

1)渡良瀬遊水地エリア

渡良瀬遊水地エリアにおける6つのモデル自治体（栃木県小山市、藤岡町、野木町、茨城県古河市、埼玉県北川辺町、群馬県板倉町）において、放鳥・飼育の拠点となる施設整備地を、候補地（例）として抽出し、それぞれの現状における状況を下表に整理した。

表 2-2-1 渡良瀬遊水地エリアのモデル自治体における『飼育・放鳥の拠点施設』整備候補地（例）

	放鳥拠点候補地	所在地	立地条件 土地利用	整備主体 管理主体	選定条件（案）＊						整備候補地の概要
					A	B	C	D	E	F	
①	なまいふるさと公園周辺 農地・水・環境保全向上対策 実施地	栃木県 小山市 下生井	堤内地 水田	民有地	●	●	△	●	●	△	(A)農地・水・環境保全向上対策「東生井地区」の共同活動および営農活動実施地、近隣に「白鳥緑と水辺の郷」(小山市)の営農活動、および生態系保全に配慮した施設の適正管理、「西生井地区」、および「上生井地区」(小山市)の営農活動実施地あり。隣接堤外地は、「渡良瀬遊水地自然再生事業」対象地区。 (B)小山市田園環境整備マスタープラン環境創造区域「水辺の保全『旧思川』」指定、近隣に環境創造区域「県田園空間『小山市・藤岡町』」指定あり。「小山市緑の基本計画」にて、小山の豊かな自然をつくり守るための方針の中で、“思川・鬼怒川の水と緑の環境保全軸”に指定。 (C)公園周辺の水田は民有地であるが、公園の駐車場・休憩舎・トイレなどの活用が可能。 (D)近隣に「なまいふるさと公園」が整備。
②	渡良瀬遊水地・湿地再生 試験地周辺	栃木県 藤岡町 帯刀	堤外地 湿地	利根川上流 河川事務所	●	●	△	-	●	△	(A)「渡良瀬遊水地自然再生事業」対象地区。近隣に農地・水・環境保全向上対策「白鳥緑と水辺の郷」(小山市)の営農活動、および生態系保全に配慮した施設の適正管理、「水と緑の里みどりがわ」(藤岡町)の生態系保全に配慮した施設の適正管理実施地あり。 (B)近隣に藤岡町田園環境整備マスタープラン環境創造区域「生態系に配慮した排水路整備地」、「自然環境に配慮した排水機場改修」、および環境配慮区域あり。 (C)河川区域として新たな用地確保は必要とされない。
③	のぎ水辺の楽校整備地周辺	栃木県 野木町 野木	堤外地 河川敷 占有地	利根川上流 河川事務所 野木町	●	●	●	●	●	△	(A)隣接し国交省「のぎ水辺の楽校プロジェクト」事業地区。整備後の管理は、野木町。 (B)近隣に田園環境整備マスタープラン環境創造区域指定「県田園空間『小山市・藤岡町』」あり。 (C)河川区域であるが隣接する「のぎ水辺の楽校」や「思川浄化センター」のトイレ、駐車場の活用が考えられる。 (D)隣接する「のぎ水辺の楽校」や、ちょうちんもみ祭りがにぎわう野木神社に近い。
④	古河総合公園	茨城県 古河市 鴻巣	堤内地 公園用地	古河市	△	-	●	●	●	△	(A)3～5km 圏内に「渡良瀬遊水地自然再生事業」対象地区がある。近隣の北川辺町内に農地・水・環境保全向上対策実施地あり。 (C)公園施設として、駐車場・休憩舎・トイレなどの一体的な活用が可能。 (D)既設公園であるが、鴻巣地区に設置されコウノトリとゆかりが深く、池や湿地も存在しさらなる魅力向上につながる。
⑤	旧川ふるさと公園	埼玉県 北川辺町 伊賀袋	堤内地 公園用地	北川辺町	●	●	●	●	●	△	(A) 3～5km 圏内に「渡良瀬遊水地自然再生事業」対象地区がある。近隣に農地・水・環境保全向上対策「第5区水と緑を守る会」「第6区水と緑を守る会」「第7区水と緑を守る会」「第8区水と緑を守る会」、および「向古河の水と緑を守る会」(北川辺町)の共同活動の実施地あり。 (B)北川辺町農村環境計画地域区分図における環境創造区域指定地。近隣にその他の環境創造区域指定「公園」、「水辺の拠点」、「多自然護岸水路」及び「集落排水」あり。環境配慮区域あり。 (C)公園施設として駐車場・休憩舎・トイレなどの一体的な活用が可能。 (D)東武日光線新古河駅から南方へ約2km。
⑥	渡良瀬遊水地・多自然池	群馬県 板倉町 海老瀬	堤外地 池・湿性草地	利根川上流 河川事務所	●	●	●	●	●	△	(A)「渡良瀬遊水地自然再生事業」対象地区。隣接し「ヨシ原浄化施設」あり。近隣に農地・水・環境保全向上対策「中新田むらづくり推進協議会」(板倉町)の共同活動の実施地あり。 (B)近隣に板倉町田園環境整備マスタープラン環境創造区域「県営担い手育成型基盤整備事業」、環境配慮区域「国営総合農地防災事業」の計画地あり。 (C)「渡良瀬遊水地自然再生事業」湿地再生試験地Ⅰ. の多自然池として整備された場所。 (D)渡良瀬遊水地「北エントランス」「ヨシ原浄化施設」「ウォッチングタワー」等との一体的な活用が可能。堤内の近隣には「わたらせ自然館」、東武日光線板倉東洋大駅もある。
＊『飼育・放鳥の拠点施設』整備候補地の選定条件（案） A) コウノトリ・トキの生息環境整備に貢献する事業が既に着手されていたり、今後、予定されたりしている場所（例：「自然再生事業」「河川環境整備事業」「農地・水・環境保全向上対策」等） B) 関連する行政計画や行政施策において、生物多様性や生態系ネットワーク等の主旨を有した土地利用や計画の方向性が示されている場所（例：「緑の基本計画」「環境基本計画」「田園環境整備マスタープラン」等） C) 既に公園等の公有地であったり、関連する施設が利活用できたりすることで、整備や管理・運営のコストが少なく事業化が進めやすい場所 D) アクセスが容易で、周辺に公園や行楽地等の集客施設の集積が一定程度進んでおり、一体的な地域整備効果の高い場所 E) 近隣に開発計画があって調整が懸念される可能性や、巣立ち幼鳥等の事故の可能性が少ない場所 F) 飼育管理の専門機関（動物園、獣医師等）の支援が得られると共に、周辺住民や地域団体等に違和感を持たれず、理解・協力の得られやすい場所											

【凡例】●:条件に該当する、△:課題はあるが条件に該当する、-:情報不足

『渡良瀬遊水地エリア』におけるコウノトリ・トキの生息環境整備対象地ー概要ー

■採餌環境

(1) 河川環境 ——多自然型川づくり、自然再生事業、河川環境整備事業等の推進

・ 渡良瀬遊水地

＜河川管理者：利根川上流河川事務所＞

面積：3,300ha

・ 渡良瀬川

＜河川管理者：利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所＞

利根川上流河川事務所直轄区間：13.5km

・ 思川

＜河川管理者：利根川上流河川事務所、栃木県＞

利根川上流河川事務所直轄区間：3.0km、栃木県管轄 75km

・ 巴波川

＜河川管理者：利根川上流河川事務所、栃木県＞

利根川上流河川事務所直轄区間：4.2km、栃木県管轄 17km

・ 板倉川

＜河川管理者：群馬県；延長 4.6km＞

・ 谷田川

＜河川管理者：群馬県；延長 20.3km＞

・ 利根川

＜河川管理者：利根川上流河川事務所＞

利根川上流河川事務所直轄区間：101km

(2) 水田環境 ——農地・水・環境保全向上対策、農業農村整備事業等の推進

水田面積：

小山市；6,080ha、藤岡町；1,620ha、野木町；832ha

古河市；2,430ha、北川辺町；924ha、板倉町；2,030ha

■営巣・埒環境

(1) 渡良瀬遊水地 既存在来樹林の保全・育成、斜面高木林の保全（野木町）

(2) 平地林 市町域内の平地林、社寺林、屋敷林等の保全・育成

『渡良瀬遊水地エリア』における採餌環境改善の課題ー餌資源ポテンシャル予備評価結果からー

●繁殖前期（1月～3月：造巣～産卵期）の餌生物量の不足

■河川域

・ 渡良瀬遊水地

自然再生事業による湿地の保全・再生

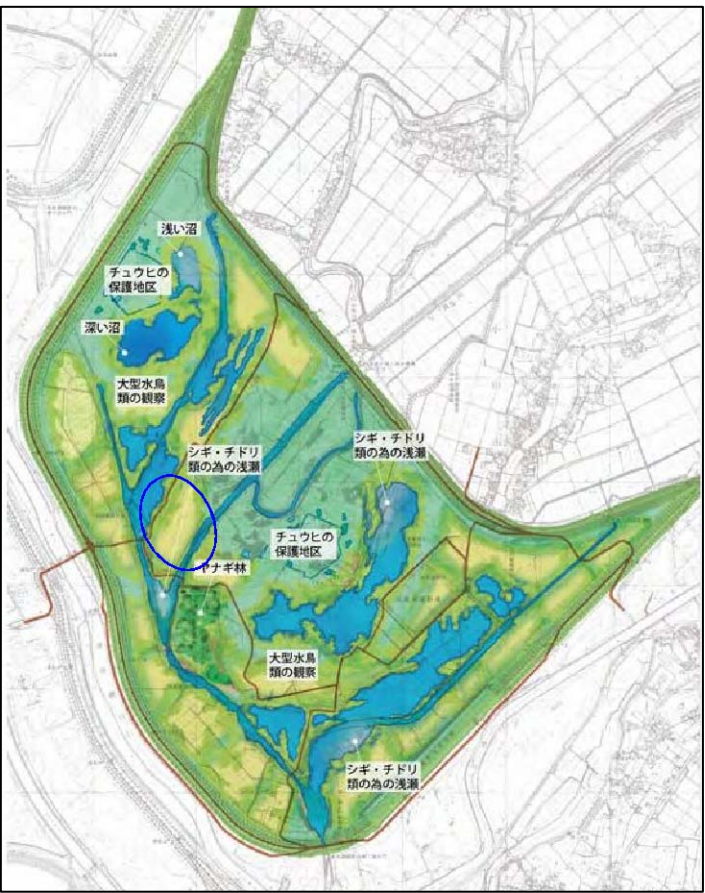
・ 大中河川

各種河川事業の導入による浅水域の創出

■水田域

・ 農地・水・環境保全向上対策を用いた「冬期湛水田」の拡大

◆『渡良瀬遊水地』におけるコウノトリ・トキの採餌環境として期待される



「第2調節池・湿地保全再生計画」

約 500ha の第2調節池全体を対象に、湿地再生する目標像として、次のように設定

湿性の昆虫類や湿性植物

- ・ 湿地
- ・ シギ・チドリ類やその餌となる水生昆虫、貝類
- ・ 浅い沼地（5～30cm 程度のなだらかな起伏をつけた底面掘削）
- ・ 大型水鳥類、魚類
- ・ 深い沼地（水深 1m 程度）
- ・ チュウヒ
- ・ 餌場になる多様なヨシ原

出典:第8回渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会
<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/news/new/new090820/shiryou-4.pdf>

＜検討対象エリア全体の特徴＞

- ・ 地域のシンボルである渡良瀬遊水地は、北海道を除く国内最大規模の湿地で、そこに広がるヨシ原も本州最大の面積となっており、多くの希少な生きものの生息地となっている。
- ・ 東京から 60km 圏に位置し、東北自動車道、JR 東北本線、東武日光線等による首都圏からのアクセスが良く、自然観察、熱気球、ウィンドサーフィンといった様々な利用がされている他、ヨシ焼きなどの地域固有のイベントも行われ年間 100 万人近くの人々が訪れている。
- ・ 足尾銅山の鉱毒の受け皿となってきた歴史や、水害の歴史、ヨシズ産業など人と自然との関わりの深い地域。

＜地域振興を考える上でのポイント＞

- 渡良瀬遊水地は、本州以南で全国最大規模の“湿地”としての地域資源であるにも関わらず、釧路湿原などに比較しても知名度が低く、首都圏住民を始めとした全国に対して、よりインパクトの強い素材を用いたアピールをすることが求められている。
- 平成 14 年より検討されてきた渡良瀬遊水地・第 2 調節地（約 500ha）の「湿地保全・再生基本計画」が着手の段階を迎え、また野生の生きものに配慮した水田づくりが可能となる「農地・水・環境保全向上対策」が渡良瀬遊水地周辺農地で広がっている現状にある。
- 渡良瀬遊水地を「ラムサール条約登録湿地」に指定する動きも官民で活発化し、ラムサール条約の指定とコウノトリ・トキの舞う湿地や水田の将来像は十分に整合がとれ、首都圏・全国はもとより国際的にもアピール可能な“環境”による地域振興となりうる。

“ラムサール条約登録湿地をコウノトリ・トキが舞う

豊かな自然と人の営み、歴史が育んだ渡良瀬遊水地“として世界にPR！！

ラムサール条約登録湿地という世界的にも注目を集める湿地や周辺水田に、一度は野生で絶滅をしたコウノトリ・トキという日本の象徴的な鳥が舞う豊かな自然を首都圏・日本国内はもとより、国際的にもPR。



- コウノトリ・トキをはじめとする遊水地と周辺の様々な生きもの、遊水池の持つ足尾銅山の公害の歴史、地場産業のヨシズにより支えられてきたヨシ原の仕組み、洪水とともに生きてきた人々の生活文化など、渡良瀬遊水地ならではの営みを目玉としたエコツーリズム・環境教育の拠点としての展開

■飼育放鳥拠点近くの既存施設を

『コウノトリ・トキの情報センター』として活用

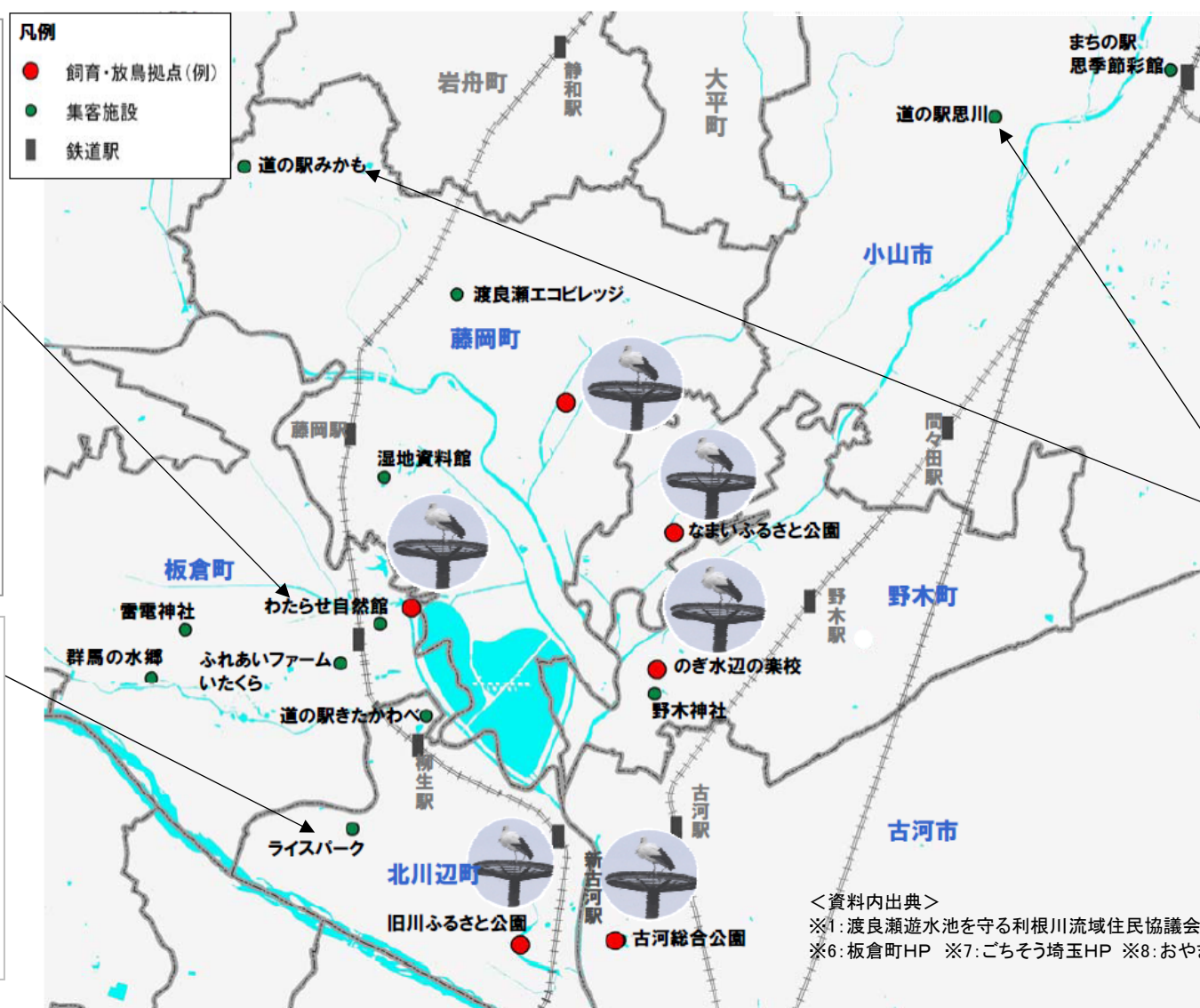


放鳥個体の情報や飛来情報、エリア内での体験学習やエコ・ツアーの申込みなど、センター機能を果たす
(例) 道の駅きたかわべ、わたらせ自然館

■コウノトリやトキの環境づくりのための農業体験



首都圏からの来訪者がオーナーなどとなり農業体験・地域間交流を推進
(例) ライスパーク、ふれあいファームいたくら



■遊水地の自然と歴史を学ぶエコツーリズムの実施



コウノトリ・トキの飼育・放鳥拠点を目玉に既存の観光ガイド、自然観察会、エコツアープログラム等を一体的にPR

■周辺の道の駅、アンテナショップでのブランド農産物・加工品の販売



各市町の取り組みブランド農産物や渡良瀬ならではのヨシ加工品をコウノトリ・トキのための環境づくり商品としてPR
(例) 道の駅思川、道の駅みかも等

＜資料内出典＞

※1: 渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会HP ※2: 関東道の駅HP ※3: 北川辺町HP ※4: 豊岡市立新田小学校HP ※5: 古河市観光協会HP
※6: 板倉町HP ※7: ごちそう埼玉HP ※8: おやまブランド応援団HP ※9: 日本文化いろは辞典 その他印のないものは(財)日本生態系協会撮影

2)荒川流域エリア

荒川流域エリアにおける 5 つのモデル自治体（埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、吉見町、川島町）において、放鳥・飼育の拠点となる施設整備地を、候補地（例）として抽出し、それぞれの現状における状況を下表に整理した。

表 2-2-2 荒川流域エリアのモデル自治体における『飼育・放鳥の拠点施設』整備候補地（例）

【凡例】●:条件に該当する、△:課題はあるが条件に該当する、－:情報不足

	放鳥拠点候補地	所在地		立地条件 土地利用	整備・事業 主体	選定条件（案）*						整備候補地の概要
						A	B	C	D	E	F	
①	常勝寺北側谷津 【堤内地】	鴻巣市	滝馬室	荒川隣接地 水田・畑	（民地）	△	●	●	－	－	△	(A)近隣の北本市域に、農地・水・環境保全向上対策「上沼・下沼地区」の共同活動実施地あり (B)緑の基本計画で「河川環境の保全」エリア、田園環境整備マスタープランで「環境配慮区域」として位置づけがある (C)隣接し、「鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設・愛里巢」があり、駐車場、トイレ、会議室等の施設の活用が可能
②	糠田橋上流ハンノキ林周辺 【堤外地】		糠田	荒川河川敷	河川敷内 （民地）	●	●	－	△	－	△	(A)隣接し、農地・水・環境保全向上対策「小谷地区」（鴻巣市）、および「吉見北地区」（吉見町）の共同活動実施地あり。近隣堤内水田に、「こうのと里伝説米」作付水田あり (B)緑の基本計画で「河川環境の保全」エリア、田園環境整備マスタープランで「環境配慮区域」としての位置づけがある (D)堤防や河川敷を利用した「荒川コスモス街道」が、3km 以上にわたって整備されている
③	北本自然観察公園 【堤内地】	北本市	石戸宿	谷津地形 公園用地	埼玉県	●	●	●	●	●	△	(A)隣接し「荒川ピオトープ」が整備され、近隣に、農地・水・環境保全向上対策「上沼・下沼地区」（北本市）の共同活動実施地あり (B)田園環境整備マスタープランで「環境創造区域」に位置づけられている (C)北本自然観察公園内の谷津が適地となり、埼玉県自然学習センターの駐車場、トイレ、講義室等の公園施設の一体的活用が可能 (D)自然観察公園に隣接し、城ヶ谷桜堤・石戸蒲桜・荒川ピオトープ等の自然拠点が集積している
④	野外活動センター西側農地 【堤外地】		高尾	荒川河川敷 水田	河川敷内 （占有地）	●	●	●	●	－	△	(A)近隣に、農地・水・環境保全向上対策「上沼・下沼地区」（北本市）の共同活動実施地あり (B)都市マスタープランに、さくら公園・高尾宮岡トラスト地・荒川沿い緑地・まほろばの郷が「緑の拠点に」位置づけられている (C)北本市野外活動センターの駐車場、トイレ、多目的ホール等の公園施設の一体的活用が可能 (D)野外活動センター・高尾さくら公園・高尾宮岡トラスト地・北本水辺プラザ等の自然ふれあい施設が集積している
⑤	江川下流湿地 【堤内地】	桶川市	川田谷	氾濫原野 湿地	（民地） トラスト地	●	●	●	△	△	△	(A)隣接する堤外地は、「荒川太郎右衛門自然再生事業地」 (B)緑の基本計画で「緑の拠点（計画都市緑地）」、江川流域づくり提言書に「湿地の保全・再生」として位置づけがある (C)サクラソウトラストの活動地があり、市民参加による環境管理の実績が 20 年にわたってある (D)サクラソウ自生地を中心として、環境と調和する上尾道路と江川改修の両計画が進められている
⑥	荒川太郎右衛門地区自然再生事業地 【堤外地】		川田谷	荒川河川敷 湿地・水田他	荒川上流 河川事務所	●	●	●	△	●	△	(A)「荒川太郎右衛門自然再生事業地」内に位置する (B) 緑の基本計画で「生きものの回廊を構成する公共空間の緑」、田園環境整備マスタープランで「環境創造区域」として位置づけがある (C)自然再生事業地内の公有地を活用することが可能と考えられる (D)下流側に位置する「三ツ又沼ピオトープ」と連携した広域自然ふれあいゾーンとしての展開が可能
⑦	八丁湖公園 【堤内地】	吉見町	黒岩	谷津地形 溜め池	吉見町	●	●	●	●	－	△	(A)近隣に、農地・水・環境保全向上対策「田甲区」（吉見町）の共同活動実施地あり (B)農村環境計画で「環境創造区域」に位置づけられている (C)八丁湖公園内の公有地や、駐車場・トイレ等の公園施設の一体的活用が可能 (D)「県立比企丘陵自然公園」内に位置し、ふるさと歩道や横穴古墳群等の自然歴史資産が集積している
⑧	吉見総合運動公園未整備地 【堤外地】		明秋	荒川河川敷 公園用地	埼玉県	●	△	●	●	－	△	(A)近隣に、農地・水・環境保全向上対策「吉見北地区」、「北下砂地区」（吉見町）の共同活動実施地あり (B)吉見総合運動公園内の未整備地区は、現状で湿地や草地となっており、公園内容の再検討の中で適地として活用の可能性がある (C)吉見総合運動公園用地として公有地化されている。既設の駐車場、トイレ等の公園施設の一体的活用が可能 (D)吉見総合運動公園の既設エリアでは、183ha の敷地にゴルフ場、野球場、テニスコート等で多数が利用
⑨	平成の森公園周辺 【堤内地】	川島町	下八ッ林	公園隣接地 水田	（民地）	●	●	●	●	－	△	(A)近隣に、農地・水・環境保全向上対策「下八ッ林地区」（川島町）の共同活動実施地あり (B)田園環境整備マスタープランで「環境配慮区域」として位置づけがある (C)隣接する「平成の森公園」の駐車場、トイレ等の公園施設の一体的活用が可能 (D)隣接し「平成の森公園」、「町立図書館・体育館・町民会館」等の公共施設が集中している
⑩	三ツ又沼ピオトープ周辺 【堤外地】		出丸 中郷	荒川河川敷 湿地・河畔林 他	荒川上流 河川事務所	●	●	●	△	●	△	(A)「三ツ又沼ピオトープ」整備地。隣接し、「荒川太郎右衛門自然再生事業地」あり (B)田園環境整備マスタープランで「環境創造区域」に位置づけられている (C)「三ツ又ピオトープ」の駐車場、トイレ等の一体的な活用が可能 (D) 今後の「荒川太郎右衛門自然再生事業」の進展により、連携した広域自然ふれあいゾーンとなりうる

* 『飼育・放鳥の拠点施設』整備候補地の選定条件（案）

A)コウノトリ・トキの生息環境整備に貢献する事業が既に着手されていたり、今後、予定されたりしている場所（例：「自然再生事業」「河川環境整備事業」「農地・水・環境保全向上対策」等）

B)関連する行政計画や行政施策において、生物多様性や生態系ネットワーク等の主旨を有した土地利用や計画の方向性が示されている場所（例：「緑の基本計画」「環境基本計画」「田園環境整備マスタープラン」等）

C)既に公園等による公有地であったり、関連する施設が利活用できたりすることで、整備や管理・運営のコストが少なく事業化が進めやすい場所

D)アクセスが容易で、周辺に公園や行楽地等の集客施設の集積が一定程度進んでおり、一体的な地域整備効果の高い場所

E)近隣に開発計画があって調整が懸念される可能性や、巣立ち幼鳥等の事故の可能性が少ない場所

F)飼育管理の専門機関（動物園、獣医師等）の支援が得られると共に、周辺住民や地域団体等に違和感を持たれず、理解・協力の得られやすい場所

△－全候補地で、「埼玉県こども動物自然公園」の支援が期待できる



⑦八丁湖公園 (吉見町黒岩・堤内地)

- ◆支援動物園候補
埼玉県こども自然動物公園
(東松山市岩殿)
- 拠点候補地までの
所要時間:30~50 分
 - 埼玉県施設
 - コウノトリのほか、クロトキを飼
育中



⑩ ミツ又沼ビオトープ周辺
(川島町出丸中郷・堤外地)

(出典:荒川上流河川事務所 HP)

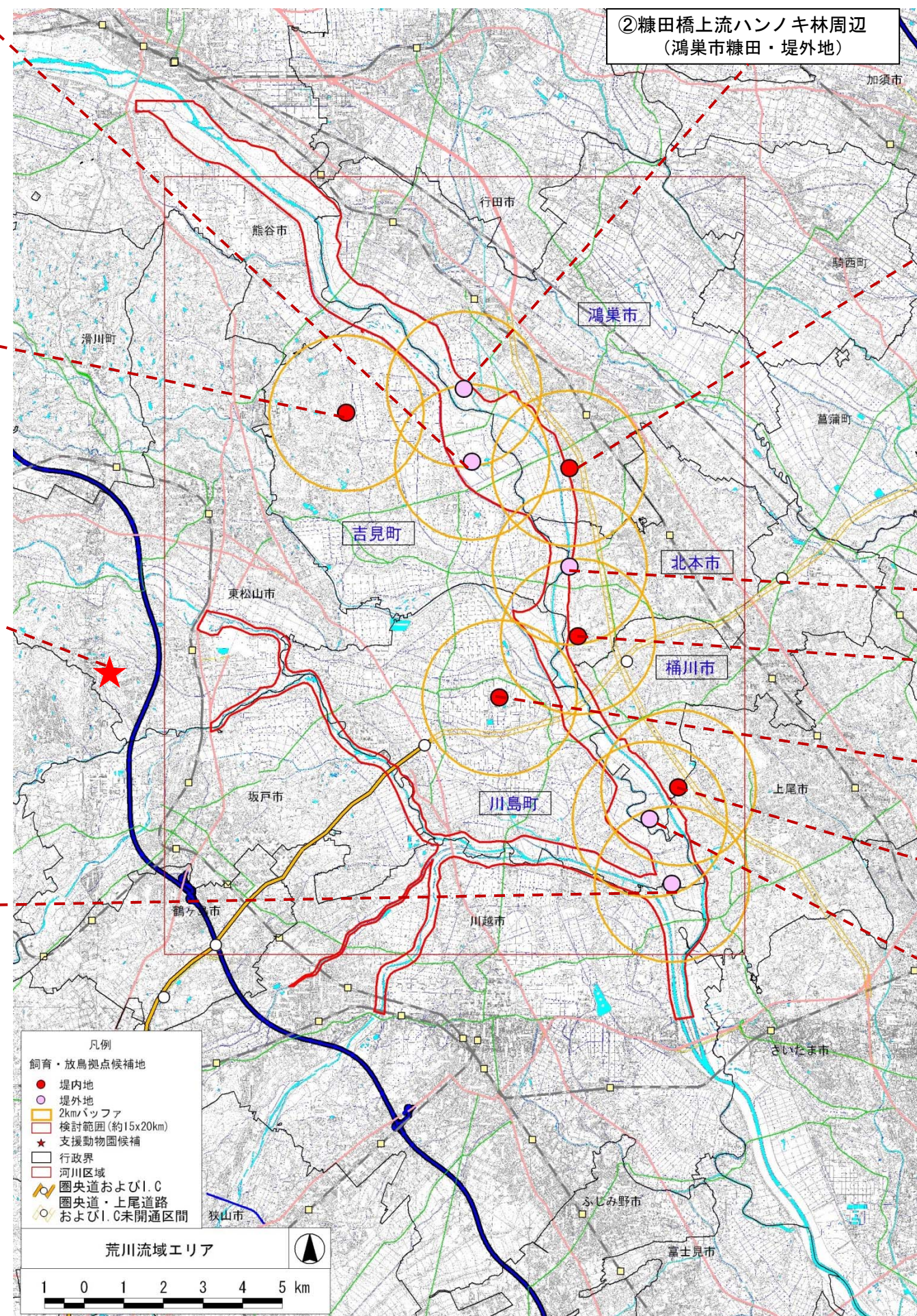
◆拠点整備における主な留意事項

□堤外地や農地における施設整備上の制約

河川区域(堤外地)や農用地においては、河川法や農地法の基準から常設施設の建設は困難であるため、移設簡易型の施設整備に限定される。

□内水面漁業との調整

漁協など、荒川における内水面漁業事業者への十分な説明および調整が必要。



②糠田橋上流ハンノキ林周辺
(鴻巣市糠田・堤外地)



①常勝寺北側谷津
(鴻巣市滝馬室・堤内地)



④野外活動センター西側農地
(北本市高尾・堤外地)

③北本自然観察公園
(北本市石戸宿・堤内地)

⑨ 平成の森公園周辺
(川島町下ハッ林・堤内地)

⑤ 江川下流湿地
(桶川市川田谷・堤内地)



⑥ 荒川太郎右衛門自然再生事業地
(桶川市川田谷・堤外地)

(出典:荒川上流河川事務所 HP)

『荒川流域エリア』におけるコウノトリ・トキの生息環境整備対象地—概要—

■採餌環境

(1) 河川環境 — 多自然川づくり、自然再生事業、河川環境整備事業等の推進

- ・ 荒川 【河川管理者：荒川上流河川事務所】
荒川上流河川事務所直轄区間：59.4km
- ・ 入間川 【河川管理者：荒川上流河川事務所、埼玉県】
荒川上流河川事務所直轄区間：16.1km、埼玉県管轄 51.2km
- ・ 越辺川 【河川管理者：荒川上流河川事務所、埼玉県】
荒川上流河川事務所直轄区間：17.4km、埼玉県管轄 16.8km
- ・ 江川 【河川管理者：埼玉県；延長 5.2km】
- ・ 市野川 【河川管理者：埼玉県；延長 38.1km】
- ・ 元荒川 【河川管理者：埼玉県；延長 60.6km】

『荒川流域エリア』における採餌環境改善の課題

— 餌資源ポテンシャル予備評価結果から —

●繁殖前期（1月～3月：造巣～産卵期）の餌生物量の不足

■河川域

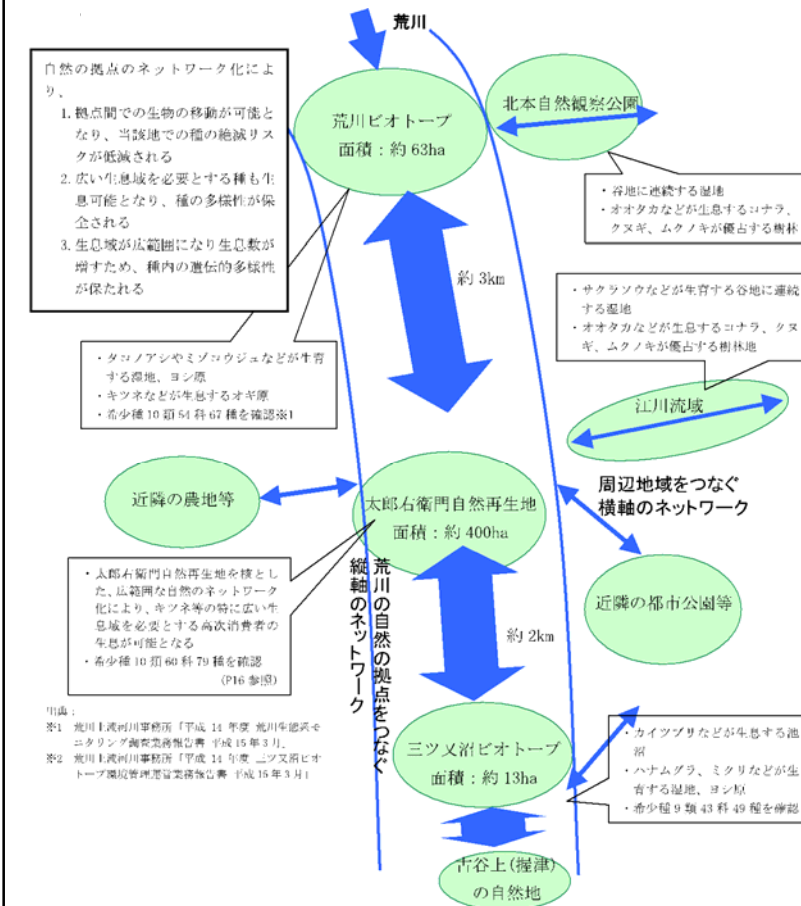
- ・ 荒川、入間川、越辺川 自然再生事業等による湿地の保全・再生
- ・ 中小河川 各種河川事業の導入による浅水域の創出

■水田域

- ・ 農地・水・環境保全向上対策を用いた「冬期湛水田」の拡大

◆コウノトリ・トキの採餌環境として期待される

『太郎右衛門自然再生地を核としたエコロジカル・ネットワーク構想』



現在、荒川上流河川事務所により実施されている「荒川太郎右衛門地区自然再生事業」を核とした流域のビオトープ整備は、コウノトリ・トキの生息環境づくりの観点からも、十分整合が図れる取り組みであり、今後、一体的な検討・推進が望まれる。



●広大な河川区域内に旧流路・水田等が広がる「太郎右衛門自然再生事業地」（川島町・桶川市域）

出典：荒川太郎右衛門地区自然再生事業_自然再生全体構想 http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/torikumi/renkei/taro_meeting/05-1.html

STAGE3. 継続的取り組みと地域振興・経済活性化への展開 【人づくり・地域づくり】———果実を得る

＜検討対象エリア全体の特徴＞

- ・ 埼玉県中央部に位置し、都心から 40～50km 圏内にある首都近郊地域。5 市町の中央を大きな河川敷を有する荒川が流下し、荒川左岸の大宮台地上に鴻巣市、北本市、桶川市が並び、荒川右岸の低地帯に吉見町と川島町が配置している。
- ・ 大宮台地上には国道 17 号・JR 高崎線が南北に走り、これらの交通機関に沿って 3 市とも宿場町からベッドタウンとして発展してきた。吉見町と川島町は、氾濫原に位置し水害に悩まされてきた歴史があるが、現在は都市近郊の大穀倉地帯として発展している。

＜地域振興を考える上でのポイント＞

- 荒川流域エリアは、川幅日本一や県土面積に占める河川の割合が全国一である事実が示すように、全国の一級河川の中で最も大きな河川敷が現存し、市街化の著しい都心から 40～50km 圏内にあって、旧流路・湿地・水田・河畔林等の心安らぐ自然環境が広がっている点に大きな特徴が見られる。
- 荒川やその周辺地域には、こうした自然や水辺とふれあい親しむ施設の集積が相当程度進んでいるものの、広域的な観点からの一体的な情報の提供が不足していると共に、全体をアピールするインパクトの強い素材に欠けている現状にある。
- 荒川流域の生物多様性の改善に大きく貢献することが期待される「荒川太郎右衛門自然再生事業」を始めとする「荒川流域エコロジカル・ネットワーク計画」が着実に進展し、また圏央道・上尾道路の建設に伴い東京からのアクセスは飛躍的に改善されることが予測される。“コウノトリとトキをシンボルとする荒川流域の地域づくり”の展開は、自然条件および社会条件の両面から対象地域の地域振興を誘引する格好のテーマとして、首都圏はもとより全国にアピール可能な取り組みとなりうる。

■飼育放鳥拠点近くの既存施設を

『コウノトリ・トキの情報センター』として活用



放鳥個体の情報や飛来情報、エリア内での体験学習やエコ・ツアーの申込みなど、センター機能を果たす
(例) 埼玉県自然学習センター、八丁湖公園、平成の森公園

■コウノトリやトキの環境づくりのための農業体験



首都圏からの来訪者がオーナーなどとなり農業体験・地域間交流を推進
(例) こうのとりの四季彩ファーム、べに花ふるさと館

“首都圏にあってコウノトリ・トキが広大な河川敷や水田を舞う、

心安らぐ荒川流域エリア“を全国にPR！！

首都圏から近い荒川流域の河川・湿地や周辺水田に、一度は野生で絶滅をしたコウノトリ・トキという日本の象徴的な鳥が大空を舞う豊かな自然を、首都圏はもとより全国にPR。



- コウノトリ・トキをはじめとする荒川流域と周辺の様々な生きもの、氾濫による水害を克服してきた人々の暮らし、農業とともに生きてきた人々の生活文化など、荒川流域ならではの営みを目玉としたエコツーリズム・環境教育の拠点としてエリア全体で展開



■荒川流域の自然と歴史・文化を学ぶエコツーリズムの実施



コウノトリ・トキの飼育・放鳥拠点を目玉に既存の観光ガイド、自然観察会、エコツアープログラム等を一体的にPR

■周辺の道の駅、アンテナショップでのブランド農産物・加工品の販売



各市町の取り組むブランド農産物加工品をコウノトリ・トキのための環境づくり商品としてPR
(例) 鴻巣市農産物直売所「パンジーハウス」、地場物産館「桜国屋」、べに花ふるさと館、道の駅「いちごの里よしみ」、川島町農産物直売所「いこいの広場」等

＜資料内出典＞※1: 鴻巣市HP ※2: 豊岡市立新田小学校HP ※3: JA北本市HP ※4: 道の駅「いちごの里よしみ」HPその他印のないものは(財)日本生態系協会撮影

3)千葉県3エリア(利根運河周辺エリア・北総エリア・房総中部エリア)

千葉県の3つのエリアにおける9つのモデル自治体(千葉県野田市、流山市、柏市、印西市、白井市、我孫子市、いすみ市、市原市、長南町)において、放鳥・飼育の拠点となる施設整備地を、候補地(例)として抽出し、それぞれの現状における状況を下表に整理した。

表 2-2-3 千葉県3エリアのモデル自治体における『飼育・放鳥の拠点施設』整備候補地(例) 【凡例】●:条件に該当する、△:課題はあるが条件に該当する、－:情報不足

エリア	No.	飼育・放鳥拠点候補地	所在地	立地条件 土地利用	管理・事業 等の主体	選定条件(案)*						整備候補地の概要
						A	B	C	D	E	F	
利根運河周辺エリア	①	江川地区	野田市 三ヶ尾・瀬戸	占有地 谷津田・湿地	野田市 (株)野田自然共生ファーム	●	●	●	●	●	△	(A)水田型市民農園の開設など環境と調和する農業や湿地の再生、斜面林の保全など、約90haの大規模谷津田をビオトープとする“自然と共生する地域づくり”が進行中。 (B)「自然環境保護対策基本計画書」(野田市 H16.3)を策定し、ビオトープ空間としての整備方針が示されている。一部が、田園環境整備マスタープラン「環境配慮区域」。 (C)江川地区ビオトープとして土地が担保され、市民水田が開設されている他、これらの利用者のための休憩施設などの整備も計画。 (D)東武線梅郷駅より「まめバス」、TX たなか柏駅より東武バスでアクセス可。
	②	新川耕地(国有地周辺)	流山市 西深井	湿地 水田	江戸川河川事務所・管理地 民有地	△	●	●	△	－	△	(A)利根運河沿いの国有地は、現状で土地利用方は未定。周辺水田は、保全の方針あり。 (B)新川耕地沿いの斜面林は、市により「保全協定」が締結。緑の基本計画では、地域一帯を「保全配慮地区」、流山市生物多様性戦略(案)では、「重点地区・拠点」に位置づけられている。近隣に、野田市田園環境整備マスタープラン「環境配慮区域」あり。 (C) 現況が湿地となっている10ha が、国有地。周辺は、広域の水田。 (D)施設整備はないが、自然観察拠点として地域団体により活発に活用されている。利根運河に隣接。
	③	田中調節池 (あけぼの山農業公園周辺)	柏市 弁天下	堤外地・水田 堤内地・公園用地	利根川上流河川事務所 柏市	△	●	●	●	●	△	(A)自然環境に配慮する調節池としての位置づけあり。 (B)緑の基本計画にて、田中調節池が「水辺の拠点」、あけぼの山農業公園が「緑の拠点」に位置付け。近隣に、田園環境整備マスタープラン「環境創造区域・農業公園」及び「環境配慮区域」あり。 (C)「農業公園」の駐車場や休憩施設、レンタサイクルなどの公園施設の一体的活用が可能。 (D)常磐道柏IC から20分、我孫子駅からバスあり。
北総(印旛沼・手賀沼)エリア	④	谷田・武西の谷津地区	白井市谷田 印西市武西	公用地 谷津田	千葉県 民有地	●	●	●	●	△	△	(A)「千葉の里山・森づくりプロジェクト」事業候補地 (B)谷田地区は、白井市の保全対象である「沢山の泉」を含む。緑の基本計画で、周辺緑地が「緑地保全地区」として位置付け。 (C)「千葉の里山・森づくりプロジェクト」では、企業庁用地等の有効活用を市民団体、企業、行政等で検討中。 (D)千葉ニュータウン中央駅から徒歩15分で、アクセス良好。
	⑤	利根川ゆうゆう公園周辺	我孫子市 江蔵地	堤外地 河川敷(公園用地)・草地	利根川下流河川事務所 我孫子市	●	●	●	●	●	△	(A)公園内には、河川敷の環境を活かしビオトープを創出した「自然観察ゾーン:36ha」、自然保全を目的とする「自然緑地ゾーン:8ha」が整備・保全されている。 (B)緑の基本計画では、「緑の拠点」として位置付けあり。 (C)「自然観察ゾーン」内にトイレ、四阿等の休憩施設、近接地に自然観察センター、駐車場あり。 (D) 成田線新木駅から市内巡回「あびバス」6分。近隣に「古利根公園・古利根沼」あり。
	⑥	松山下公園周辺	印西市 発作	公園用地 水田	印西市 民有地	●	●	●	△	－	△	(A)近隣に、農地・水・環境保全向上対策「発作カワセミ会」の共同活動実施地あり。 (B)都市マスタープランで、公園及び周辺地域が「河川沿保全・活用ゾーン」、「田園地域(歴史文化・自然景観保全ゾーン等)」に位置づけられている。 (C)松山下公園の駐車場、トイレ、休憩施設などの一体的活用が可能。 (D)JR 木下駅・北総線千葉 NT 中央駅の両方からのバス利用が可能。(約4km)
房総中部エリア	⑦	いすみ環境と文化のさとセンター周辺	いすみ市 万木	ため池・水田 湿地・山林等	千葉県 民有地等	●	●	●	●	●	△	(A)拠点施設としてネイチャーセンターや生態園、遊歩道等が整備され、房総の自然と文化を理解する講座やイベント等を展開。近隣に、農地・水・環境保全向上対策「吹良地区」、「新田地区」、「島地区」、「楽町地区」、「新田野地区」、「峰谷地区」の共同活動実施地あり。 (B)環境庁(当時)による平成4年の「環境と文化のむら(さと)」事業の設置方針に基づき、ホテルやトンボが生息し、里山の緑、水辺環境等身近な自然が一定の広がりを持って残されている地域の全国4ヶ所のひとつに選定され施設整備。 (C)自然環境と地域の歴史文化を学べる拠点施設。情報発信基地として「ネイチャーセンター」が整備され、トイレ、駐車場等の施設の一体的活用が可能。 (D)周辺に、坂東札所の清水寺や、万木城跡公園などの行楽地あり。
	⑧	水沼地区	長南町 水沼	公用地 山林・湿地	千葉県 企業庁用地	●	●	●	－	△	△	(A)「千葉の里山・森づくりプロジェクト」事業候補地。近隣に、農地・水・環境保全向上対策「長南西部」共同活動実施地あり。 (B)近隣に、市原市田園環境整備マスタープラン「環境配慮区域」あり。 (C)「千葉の里山・森づくりプロジェクト」では、企業庁用地等の有効活用を市民団体、企業、行政等で検討中。
	⑨	鶴舞県有林 (鶴舞創造の森周辺)	市原市 鶴舞	公用地 山林・湿地	千葉県 県有林	●	●	●	●	△	△	(A)「千葉の里山・森づくりプロジェクト」事業候補地。近隣に、農地・水・環境保全向上対策「長南西部」(長南町)共同活動実施地あり。 (B)「県立笠森・鶴舞自然公園」指定地内。田園環境整備マスタープラン「環境配慮区域」。 (C)市民団体の活動拠点。散策路や看板、簡易トイレ、四阿等の既存施設の一体的活用が可能。 (D)近隣に、年間を通じ参拝客のある「笠森観音堂」あり。

* 『飼育・放鳥の拠点施設』整備候補地の選定条件(案)
A)コウノトリ・トキの生息環境整備に貢献する事業が既に着手されていたり、今後、予定されたりしている場所(例:「自然再生事業」「河川環境整備事業」「農地・水・環境保全向上対策」等)
B)関連する行政計画や行政施策において、生物多様性や生態系ネットワーク等の主旨を有した土地利用や計画の方向性が示されている場所(例:「緑の基本計画」「環境基本計画」「田園環境整備マスタープラン」等)
C)既に公園等による公有地であったり、関連する施設が活用できたりすることで、整備や管理・運営のコストが少なく事業化が進めやすい場所
D)アクセスが容易で、周辺に公園や行楽地等の集客施設の集積が一定程度進んでおり、一体的な地域整備効果の高い場所
E)近隣に開発計画があつて調整が懸念される可能性や、巣立ち幼鳥等の事故の可能性が少ない場所
F)飼育管理の専門機関(動物園、獣医師等)の支援が得られると共に、周辺住民や地域団体等に違和感を持たれず、理解・協力の得られやすい場所